

道路交通法第110条の2第3項に基づく道路管理者に対する意見聴取について

(平成13年12月14日甲通達交規第90号)

道路交通法(昭和35年法律第105号)第110条の2第3項に基づく道路管理者に対する意見聴取については、従前から国土交通省及び静岡県と静岡県公安委員会との間で協定を結んで実施していたが、この度同協定の内容を見直し、別添のとおり新たに協定を締結したので、下記の点に留意して運用に誤りのないようになされたい。

なお、道路交通法第110条の2第3項に基づく道路管理者に対する意見聴取について(昭和47年甲通達交企第12号)は、廃止する。

記

1 意見聴取の方法

道路交通法第110条の2第3項に基づく道路管理者に対する意見聴取については、原則として各署単位で開催される交通規制審議会への諮問をもってこれに代えるものとする。ただし、当該規制が交通に著しい影響を及ぼすおそれがあるものであるときは、その都度文書により意見聴取を行うものとする。

2 適正な手続の確保

交通規制を実施、又は県本部に交通規制の上申を行う場合には、各署は、事前に交通規制審議会を開催し、席上当該道路管理者の意見をよく聴取し、これを会議録に必ず記録する等その手続の明確化を図ること。

3 各市町村の道路管理者との協定の締結

本協定は、国土交通省及び静岡県と静岡県公安委員会とが締結したものであり、各市町村の道路管理者と直接締結したものではないので、各署にあっては、本協定に準じ、管轄区域内の市町村の道路管理者との間で同様の協定を締結し、交通規制の適正な運用に努めること。

4 その他

交通規制の実施に当たっては、規制効果を確保するため必要に応じて、歩道の切下げ、カラー舗装(薄層舗装)、街路灯、駒止等の整備を道路管理者に申し入れる。

別添

道路交通法第110条の2第3項の規定に基づく意見聴取に関する取扱いについて
静岡県公安委員会と道路管理者（国土交通省・静岡県）は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第110条の2第3項に基づく交通規制の実施に伴う意見聴取に関し、下記のとおり協定する。

なお、道路交通法第110条の2第3項の規定に基づく意見聴取に関する取扱いについて（昭和47年3月2日付け協定）は、廃止する。

記

道路交通法第110条の2第3項の規定に基づく意見聴取は、原則として各警察署単位で開催される交通規制審議会への諮問をもってこれに代えるものとする。ただし、交通に著しい影響を及ぼすおそれがある交通規制を行うときは、個別に意見聴取を行うものとする。

平成13年12月14日

国土交通省中部地方整備局

国土交通省静岡国道工事事務所長

国土交通省浜松工事事務所長

国土交通省沼津工事事務所長

静岡県知事
静岡県公安委員会